

SMBC サステナブルファイナンスフレームワーク

2026 年 8 月

目次

目次	1
はじめに	2
SMBC グループが目指す「社会的価値の創造」	3
SMBC サステナブルファイナンスフレームワーク	4
1. 本フレームワークの共通事項	4
1-1. 利用可能なファイナンス	4
1-2. 対象となる企業	4
1-3. 準拠する原則及び第三者評価	4
1-4. 本フレームワークの更新	5
2. グリーンローン等・ソーシャルローン・サステナビリティローン	6
2-1. 資金使途	6
2-2. プロジェクトの評価と選定プロセス	10
2-3. ローン実行にあたっての必須条件	11
3. サステナビリティ・リンク・ローン	13
3-1. KPI の選定/SPT の設定	13
3-2. ローンの特徴	16
3-3. レポーティング	17
3-4. 検証	17
改定履歴	17
連絡先	17

はじめに

株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」）は、日本の三大銀行グループのひとつであり、三井住友フィナンシャルグループ（以下「SMFG」または「SMBC グループ」）の 100%子会社です。三井住友銀行は、SMFG の中で銀行業務を担う中核銀行です。SMFG は、銀行、リース、証券、クレジットカード、消費者金融など、国内外の市場における幅広い金融サービスを展開しており、「グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）」に認定されています。

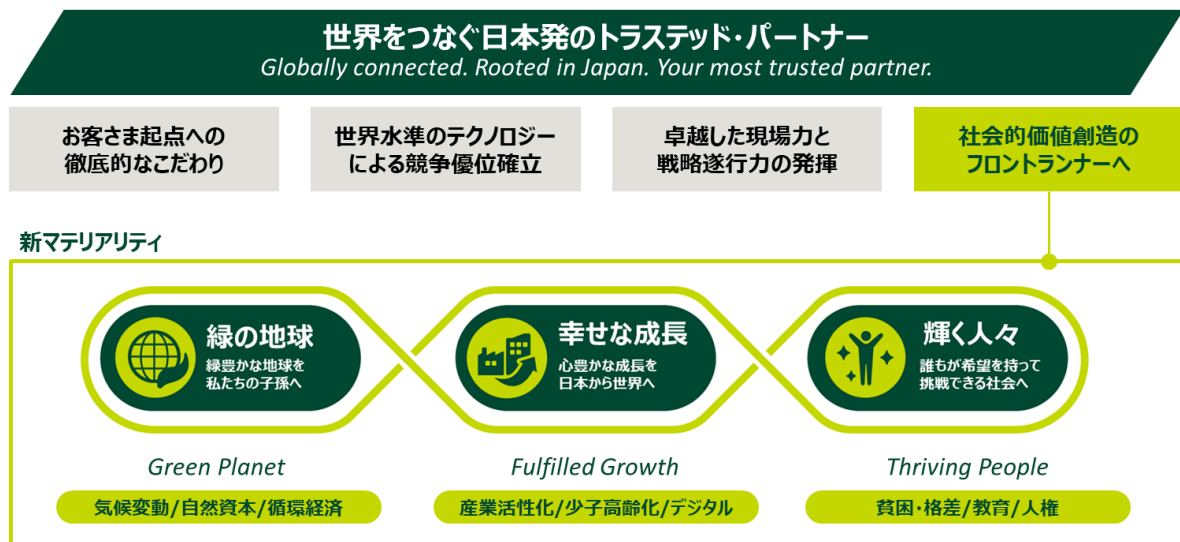
SMBC グループは、「SMBC グループ 社会的価値創造宣言」を策定し、社会的価値創造のフロントランナーとして、人々の幸せがあふれる社会を次世代に受け渡すべく、社会課題の解決・持続可能な社会の実現に取り組んでいます。三井住友銀行は、こうした社会課題の解決に貢献すべく、持続可能な社会の構築に資する資金の流れを作るために「**SMBC サステナブルファイナンスフレームワーク**」（以下、「本フレームワーク」）を開発しました。本フレームワークは三井住友銀行が日本国内の法人のお客さま向けに実行する融資について、お客さまによるフレームワークの策定や第三者評価機関による評価が無い場合でもサステナブルファイナンスとして取り扱う案件の要件を整理したものです。本フレームワーク自体については第三者評価機関より各種原則に関する適合性についての第三者意見書を取得しており、個別案件については、本フレームワークに定める基準に基づき原則として三井住友銀行が適格性を確認します。本フレームワークを活用し、三井住友銀行はサステナブルファイナンスの組成・実行を通じて更なる環境・社会課題解決に取り組んでまいります。

SMBC グループが目指す「社会的価値の創造」

SMBC グループは、「世界をつなぐ日本発のトラステッド・パートナー」というビジョンのもと、その実現に向けた重要な要素の一つとして「社会的価値創造のフロントランナー」を掲げています。また、2026 年度からの中期経営計画においても、引き続き「社会的価値創造」を経営の柱に据え、従業員一人ひとりが主体的に社会課題に向き合い、CSR に加え、本業を通じた取組を一層強化することで、質・量の両面から取組の高度化を図っていく方針です。

社会的価値創造に向けた取組を中長期的に高度化していくにあたり、フロントランナーとして、人々の幸せがあふれる社会の実現に貢献し、その社会を次世代へと受け渡していく決意を示すべく、「SMBC グループ 社会的価値創造宣言¹」を制定しました。併せて、「緑の地球」「輝く人々」「幸せな成長」の 3 つを、SMBC グループのマテリアリティと定めました。緑豊かな地球、人々が希望を持って挑戦できる社会、そして心豊かな成長の実現に向けて、SMBC グループの強み・エッジを活かした取組を一段と強化してまいります。

(図表 1) SMBC グループ中長期ビジョン・マテリアリティ



¹ 「SMBC グループ 社会的価値創造宣言」 https://www.smfg.co.jp/sustainability/group_sustainability/

SMBC サステナブルファイナンスフレームワーク

1. 本フレームワークの共通事項

本フレームワークは三井住友銀行がグリーンローン（ブルーローンを含む。）、ソーシャルローン、サステナビリティローン及びサステナビリティ・リンク・ローンを実行する際の実施事項を定めたものです。

1-1. 利用可能なファイナンス

本フレームワークにより調達ができるファイナンスは以下の通りです。

- グリーンローン（ブルーローンを含む。以下、総称して「グリーンローン等」という。）
- ソーシャルローン
- サステナビリティローン
- サステナビリティ・リンク・ローン

1-2. 対象となる企業

本フレームワークは、三井住友銀行が「大企業」及び「中堅・中小企業」に対しグリーンローン等、ソーシャルローン、サステナビリティローン及びサステナビリティ・リンク・ローンを実行する際の実施事項を定めたものです。

なお、本フレームワークにおける「中堅・中小企業」の定義は、下記のとおりです。

■「中堅・中小企業」の定義

以下の（１）、（２）のいずれかを満たす企業を本フレームワークにおける「中堅・中小企業」とする。

（１）中小企業基本法の定義を満たす企業

（２）売上 1,000 億円以下、従業員数 2,000 人以下、資本金 10 億円以下のうち、いずれかの条件を満たす企業

ただし、プライム市場上場企業（及びその連結子会社）は中堅・中小企業からは除くものとする。

また、サステナビリティ・リンク・ローンの実行において、借入人が属している産業分野に関して、日本政府により「トランジション・ファイナンス推進のためのロードマップ」が定められているなど、トランジション・リンク・ファイナンスの組成が推奨される借入人については、本フレームワークは適用しないこととします。

1-3. 準拠する原則及び第三者評価

本フレームワークは、下記の国際原則及び国内ガイドライン類に基づき策定し、第三者評価機関である株式会社日本格付研究所よりその適合性について第三者意見書を取得しています。

グリーンローン	- グリーンローン原則 2025 年版（LMA/APLMA/LSTA） ² - グリーンローンガイドライン（環境省） ³
ブルーローン	- Bonds to Finance the Sustainable Blue Economy: A

² Asia Pacific Loan Market Association (APLMA), Loan Market Association (LMA), Loan Syndications and Trading Association (LSTA). Green Loan Principles 2025.

<https://www.lsta.org/content/green-loan-principles/>

³ 環境省 グリーンローンガイドライン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2024 年版

<https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf>

	Practitioner's Guide (ICMA/IFC/UNEP FI/UNGC、ADB) ⁴ - ブルーファイナンスガイドライン (IFC) ⁵
ソーシャルローン	- ソーシャルローン原則 2025 年版 (LMA/APLMA/LSTA) ⁶ - ソーシャルボンドガイドライン (金融庁) ⁷
サステナビリティローン	- The Sustainability Bond Guidelines 2021 (ICMA) ⁸
サステナビリティ・リンク・ローン	- サステナビリティ・リンク・ローン原則 2025 年版 (LMA/APLMA/LSTA) ⁹ - サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン (環境省)

1-4. 本フレームワークの更新

本フレームワークは、三井住友銀行法人戦略部サステナブルソリューション室にて管理します。本フレームワークを更新する際には、法人戦略部サステナブルソリューション室が起案し、同部内にて承認されます。本フレームワークの内容を大きく見直す際には、各種原則等への適合性について、外部機関より第三者意見書を取得します。なお、サステナビリティ・リンク・ローンに関する内容については、作成後原則 3 年以内に、サステナビリティ・リンク・ローン原則等への適合性、KPI の有意義性、SPT の野心性等について見直しを実施します。

⁴ ICMA/IFC/UNEP FI/UN Global Compact/ADB Bonds to Finance the Sustainable Blue Economy
<https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/Bonds-to-Finance-the-Sustainable-Blue-Economy-a-Practitioners-Guide-September-2023.pdf>

⁵ IFC Guidelines for Blue Finance 2.0
<https://www.ifc.org/content/dam/ifc/doc/2025/guidance-for-blue-finance-v2-0.pdf>

⁶ Asia Pacific Loan Market Association (APLMA), Loan Market Association (LMA), Loan Syndications and Trading Association (LSTA). Social Loan Principles 2025.
<https://www.lsta.org/content/social-loan-principles-slp/>

⁷ 金融庁 ソーシャルボンドガイドライン
<https://www.fsa.go.jp/news/r3/singi/20211026-2/01.pdf>

⁸ Sustainability Bond Guidelines June 2021 (ICMA)
<https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/2021-updates/Sustainability-Bond-Guidelines-June-2021-140621.pdf>

⁹ Asia Pacific Loan Market Association (APLMA), Loan Market Association (LMA), Loan Syndications and Trading Association (LSTA). Sustainability-Linked Loan Principles 2025.
<https://www.lsta.org/content/sustainability-linked-loan-principles-sllp/>

2. グリーンローン等・ソーシャルローン・サステナビリティローン

2-1. 資金使途

本フレームワークに基づいて融資される資金は、グリーンローンの場合には以下の図表 2 に示されているグリーン適格プロジェクトに、ソーシャルローンの場合には図表 3 に示されているソーシャル適格プロジェクトに、サステナビリティローンの場合にはグリーン適格プロジェクトおよびソーシャル適格プロジェクトの双方に充当されます。なお、ブルーローンの場合には、充当対象はグリーン適格プロジェクト内のブルー適格プロジェクトに限定されます。

グリーン適格プロジェクトの事業区分

- (1) 再生可能エネルギーに関する事業
- (2) 省エネルギーに関する事業
- (3) クリーンな輸送に関する事業
- (4) グリーンビルディングに関する事業
- (5) 循環経済に対応した製品、製造技術・プロセス、環境配慮に関する事業
- (6) 気候変動への適応に関する事業
- (7) 汚染防止及び抑制に関する事業
- (8) 生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理に関する事業
- (9) 持続可能な水資源及び排水管理に関する事業

(図表 2) グリーン適格プロジェクト

事業区分		グリーン適格プロジェクト *印：ブルー適格プロジェクト
1	再生可能エネルギーに関する事業	- 以下から発電するプロジェクト/資産の取得、開発、建設、運用、または保守 - 太陽光、風力（陸上及び洋上*）、水力（30MW 未満に限る） - 発電側、系統用又は需要側蓄電池の導入
2	省エネルギーに関する事業	- ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の新築又は改修（断熱改修含む） - GX ZEH+、GX ZEH、Nearly GX ZEH、GX ZEH Oriented、ZEH +、ZEH、Nearly ZEH +、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Oriented - GX ZEH-M、Nearly GX ZEH-M、GX ZEH-M Ready、GX ZEH-M Oriented、ZEH-M、Nearly ZEH-M、ZEH-M Ready、ZEH-M Oriented - ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented - データセンターの新設、既存データセンターの取得・改修（PUE≤1.4）
3	クリーンな輸送に関する事業	- 電気自動車・燃料電池自動車の開発、製造、それらを対象とした取得資金・融資債権 - 充電設備、水素ステーションの導入

		・ 鉄道車両の開発、製造、購入、改良 ・ 鉄道関連設備の取得、開発、運用、保守
4	グリーンビルディングに関する事業	・ 国内外で認められた、第三者によって検証されたグリーンビルディング認証を受けたグリーンビルディングの取得、開発、建設、改修 - LEED (Leadership in Energy and Environmental Design) : Gold 以上 - 建築研究施設環境評価方法論 (BREEAM) :Excellent 以上 - CASBEE (建築環境総合性能評価システム) :A 以上 - DBJ Green Building 認証:4 つ星以上 - 建築物省エネルギー性能表示制度 (BELS) : <令和 6 年度基準> - 事務所等、学校等、工場等はレベル 5 以上、 - ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会所等はレベル 4 以上 (非住宅) - レベル 3 以上かつ断熱性能 5 以上 (住宅) <平成 28 年度基準> 5 つ星
5	循環経済に対応した製品、製造技術・プロセス、環境配慮に関する事業	・ CORSIA 適格である SAF (持続可能な航空燃料) の生産、購入
6	気候変動への適応に関する事業	・ 気候変動による異常気象等の被害を最小化するための施策 - 河川改修事業 - 土砂災害防止施設の整備 - 海岸保全施設等の整備 - 施設及び設備の浸水対策 - 非常用電源の設置 - ヒートポンプや高効率空調等の冷却システムの導入 - レジリエンス向上に資する交通インフラの建設・更新 - 気候変動に対応する作物品種の技術開発や導入 - 気候観測や監視、早期警戒システムに関する事業や気候変動への適応に資する ICT ソリューションを提供する事業
7	汚染防止及び抑制に関する事業	・ 下水道施設、排水施設の整備*
8	生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理に関する事業	・ 海洋生物の養殖事業* ・ 持続可能な森林経営に関する事業
9	持続可能な水資源及び排水管理に関する事業	・ 清浄な水や飲用水の確保のためのインフラに関する事業* ・ サプライチェーン全体で水使用量を削減する水効率技術・設備・水管理活動*

ソーシャル適格プロジェクトの事業区分

- (10) 保健医療・介護福祉・健康に関する事業
- (11) 手ごろな価格の住宅に関する事業
- (12) 教育及び職業訓練に関する事業
- (13) 基本的インフラ整備に関する事業
- (14) 社会経済的向上とエンパワーメントに関する事業

(図表 3) ソーシャル適格プロジェクト

	事業区分	ソーシャル適格プロジェクト
10	保健医療・介護福祉・健康に関する事業	・ 福祉（高齢者介護、障がい者含む）サービスの利便性向上 - 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設等の新築・用地取得費用（登記費用等も含む）・リファイナンス、修繕・改築費用 - 障がい者・高齢者の回遊性を向上させるバリアフリー化にかかる費用（スロープ・多目的トイレ設置等） - 高齢者向け住宅の新築・用地取得費用（登記費用等も含む）・リファイナンス、修繕・改築費用 等 ・ 医療・介護従事者の負担低減 - 移乗介助ロボット・リフトの導入にかかる費用 等 ・ 医療技術・製薬の研究開発・製造 - 医療機器の製造にかかる費用（専用製造工場の新築・用地取得費用等も含む） - 製薬の R & D・製造にかかる費用（専用施設の新築・用地取得費用等も含む） 等 ・ 医療技術高度化に向けた学術研究 ・ 医療サービスの提供または安全性向上 - 病院施設の新築・用地取得費用（登記費用等も含む）、修繕・改築費用 - 医療機器（MRI・CT・手術ロボット等）の導入費用 - 医療サービスの提供や施設内での感染症対策等に必要な設備投資費用 等
11	手ごろな価格の住宅に関する事業	・ アフォーダブルハウジングの整備 - 低所得世帯向け住宅の新築・用地取得費用（登記費用等も含む）・リファイナンス、および改修費用 等
12	教育及び職業訓練に関する事業	・ 奨学金・教育ローンへのアクセス改善 - 高等教育（高校・大学・専門学校等）を対象とした奨学金・教育ローンの提供にかかる費用 等 ・ 教育インフラへのアクセス改善・維持 - 小中学校の新築・用地取得費用（登記費用等も含む）・修繕・改築費用 等

		・ 特別な支援ニーズを有する児童・生徒のインクルージョン - 学習支援機器、特別補助付通学バス、ICT 補助ツールの導入にかかる費用 等
13	基本的インフラ整備に関する事業	・ 減災・防災（災害時のレジリエンス向上） - 災害時の避難・待機拠点、備蓄倉庫の整備にかかる費用（帰宅困難者の収容所も含む） - 無電柱化に関する設備投資にかかる費用 - 防波・対津波設備の建設・修繕にかかる費用 - 地震時のひび割れ、陥没、液状化防止等を目的とした土地・道路修繕にかかる費用 - 老朽化した施設の耐震改修にかかる費用 等
14	社会経済的向上とエンパワメントに関する事業	・ 地理的または社会経済的に不利な条件に置かれた中小企業・スタートアップの支援 - 中小企業・スタートアップへの資金供給、経営支援、事業承継・成長支援等に関する費用 - 事業機会、人材、資金、知見へのアクセス向上に資する共同利用設備、研究開発・インキュベーション施設等の整備にかかる費用 等 ・ ダイバーシティ&インクルージョン（DE&I）の推進 - 女性のキャリアアップ施策にかかる費用 - 障がい者の方の就労支援・職業訓練等の支援にかかる費用 - ジェンダー平等を企図した福利厚生・補助制度の整備にかかる費用 - オールジェンダー対応トイレの設置にかかる費用 等 ・ 子育て世代の社会経済向上・エンパワメント - 保育所・託児所の新築・用地取得費用（登記費用等も含む）・修繕・改築費用 等 ・ 物流業、建設業における労働力不足の解消 - 共同配送・配送効率化に資する物流拠点の整備（拠点最適化・集約等）にかかる費用 - 鉄道貨物・内航船への転換に必要なコンテナ、貨物駅・物流ターミナル、積替設備にかかる費用 - 省人化・省力化に資する設備にかかる費用（AGV・自動フォークリフト導入、搬送ロボ等）等

2-2. プロジェクトの評価と選定プロセス

三井住友銀行は、グリーン及びソーシャル適格プロジェクトの評価・選定の判断基準及びプロセスを以下のように定めています。

(1) グリーン及びソーシャル適格プロジェクトの評価・選定

本フレームワークを通じて提供するグリーンローン等、ソーシャルローン及びサステナビリティローンの対象となるプロジェクトは、上記適格プロジェクトごとに設定された適格クライテリアに基づき評価・決定されます。本フレームワークにおけるグリーンローン等、ソーシャルローン及びサステナビリティローン提供時の業務分掌は、以下の通りフロント関連部署、審査関連部署、企画関連部署に分かれています。実行時には、フロント関連部署である営業店が借入人との窓口として、借入人とローンの適格性判断に必要な諸条件の説明・対話を実施し、グリーンローン等、ソーシャルローン及びサステナビリティローンの資金使途の対象となるプロジェクトが本フレームワークで定めるクライテリアに照らし適格であるか、一次的な確認を実施します。審査関連部署である法人戦略部サステナブルソリューション室は、グリーンローン等、ソーシャルローン及びサステナビリティローンとしての採り上げを承認する権限を有し、対象プロジェクトの適格性について営業店の一次確認を踏まえた最終的な確認を実施します。なお、法人戦略部サステナブルソリューション室は、企画関連部署として本フレームワークを策定・管理する役割も有しており、プロジェクトの適格性を確認するための知見を備えています。

<本フレームワークに係る関係部署>

機能	部署名	役割
フロント関連部署	営業店	・ グリーンローン等、ソーシャルローン及びサステナビリティローンの相談・提案に関する顧客対応全般、適格性に関する一次的な確認 ・ 契約締結、期中管理
審査関連部署	法人審査部、企業審査部、国際審査部、社会的価値創造企画部	・ ファイナンス全般に係る与信判断 ・ ウォッシュリスクの高い案件に関する専門知見の提供・追加的な確認
	法人戦略部サステナブルソリューション室	・ 本フレームワーク及び関連原則等への準拠の確認・グリーンローン等、ソーシャルローン及びサステナビリティローンとしての採り上げの承認
企画関連部署	法人戦略部サステナブルソリューション室	・ 本フレームワークの策定、商品規程及び業務推進体制の整備
	社会的価値創造企画部	・ 本フレームワーク策定に係る助言

(2) 三井住友銀行の環境社会リスクへの対応方針

三井住友銀行では、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「クレジットポリシー」に、公共性・社会性の観点から問題となる与信を行わないという基本原則とともに、地球環境に著しく悪影響を与える懸念のある与信を行わない事を謳っております。環境・社会に

多大な影響を与える可能性がある大規模プロジェクトへの融資に於いては、社会的価値創造企画部に於いてデューデリジェンスを通じた環境社会リスク評価を実施しています。これにより、プロジェクト事業者に対して、気候変動や人権をはじめとする環境社会配慮への取り組みを求めています。SMBC グループの環境リスクへの対応方針と、SMBC の環境社会リスク評価の詳細については、下記ウェブサイトで確認することができます。

セクター・事業に対する方針：

https://www.smfg.co.jp/sustainability/group_sustainability/

大規模な開発プロジェクトに対する環境社会配慮：

<https://www.smbc.co.jp/aboutus/sustainability/equator/>

2-3. ローン実行にあたっての必須条件

本フレームワークに則り実行されるローンは、以下の条件を満たしていることが確認できることを必須条件とします。

(1) 調達資金の使途

三井住友銀行の顧客担当部店は、前述 2-2(1)の通り借入人とローンの適格性判断に必要な諸条件の説明・対話を実施し、必要に応じて情報資料を入手のうえ、グリーンローン等、ソーシャルローン及びサステナビリティローンの資金使途の対象となるプロジェクトが本フレームワークで定めるクライテリアに照らし適格であるか、一次的な確認を実施します。その後、法人戦略部サステナブルソリューション室にて対象プロジェクトの適格性について営業店の一次確認を踏まえた最終的な確認を実施します。

(2) プロジェクトの評価と選定プロセス

三井住友銀行の顧客担当部店は、前述 2-2(1)の通り借入人とローンの適格性判断に必要な諸条件の説明・対話を実施し、借入人のサステナビリティに関する戦略・目標、プロジェクトの選定プロセス、プロジェクトが有する環境・社会リスクの把握・対応状況について、一次的な確認を実施します。その後、法人戦略部サステナブルソリューション室にて営業店の一次確認を踏まえた最終的な確認を実施します。

(3) 調達資金の管理

三井住友銀行の顧客担当部店は、ファイナンスの実行前に資金充当計画、管理方法について借入人宛に確認を行います。また融資が適格プロジェクトに充当された時、または、年 1 回のレポーティングにて、借入人より資金充当に係る報告を受けます。顧客担当部店は、融資が全額適格プロジェクトに充当されるまで、資金充当管理状況を年に 1 度、法人戦略部サステナブルソリューション室に報告します。万が一、未充当資金が発生した場合は、現金同等物として管理し速やかにグリーン・ソーシャル適格プロジェクトに充当することを借入人に対し求めます。

(4) レポートニング

本フレームワークを活用した融資の貸付人は、借入人より、貸付実行時から調達資金が全額返済されるまで、年1回、実務上可能な範囲で以下のレポートニングを受けます。

- ・ グリーンローン等：
資金充当状況及び資金が充当されたグリーン適格プロジェクトの環境改善効果
- ・ ソーシャルローン：
資金充当状況及び資金が充当されたソーシャル適格プロジェクトの社会的効果。
なお、社会的効果については、アウトプット、アウトカムおよびインパクトを用いて説明する。
- ・ サステナビリティローン
グリーンローン等及びソーシャルローンに定めるレポートニング

3.サステナビリティ・リンク・ローン

3-1. KPI の選定/SPT の設定

本フレームワークに基づき実行するサステナビリティ・リンク・ローンでは、借入人のサステナビリティ戦略の中でマテリアリティ（準ずるものを含む）に気候変動対応が位置づけられていることを前提に、以下のような第三者機関によって妥当性が既に評価されている KPI/SPT を使用します。

対象となる融資には、以下いずれかまたは複数の KPI/SPT が含まれていることを前提とします。また、これら KPI/SPT に加えて、異なる KPI/SPT が含まれている融資については本フレームワークの対象外とします。

本フレームワークに基づき、三井住友銀行が借入人に融資を実行する際には、KPI/SPT を選定した理由について、借入人が三井住友銀行に対し説明を実施したうえで、三井住友銀行と借入人が協議して決定します。

なお、各 KPI/SPT に係る制度が消滅又は大きく変更した場合には、借入人と協議のうえ、当該ローンを通常融資に切り替える、又は当該 KPI/SPT と同等の目的・有意義性・野心性を有する代替 KPI/SPT を新たに設定することを検討します。

(図表 4) KPI/SPT

#	KPI	SPT
1	CDP 気候変動スコア	・ CDP 気候変動スコア A-以上を取得/維持
2	SBT (1.5℃シナリオ) ※中小企業向け SBT 含む	SBT 認定未取得の場合 ※対象は中堅・中小企業に限る ・ 通常又は中小企業向け SBT 認定 (1.5℃シナリオ) の取得 SBT 認定取得済の場合 ・ SBT (1.5℃シナリオ) に沿った年次目標の達成 ※「中堅・中小企業」の定義は、本フレームワーク「1.本フレームワークの共通事項」>「1-2.対象となる企業」を参照。
3	RE100	・ 加盟時の目標に準じた年次目標の達成
4	再エネ 100 宣言 RE Action	・ 参加時の目標に準じた年次目標の達成

【1】CDP 気候変動スコア

(1)KPI の定義

本 KPI は、借入人が CDP に提出した質問書（気候変動）に基づき、CDP が公表する「気候変動スコア」（以下「CDP 気候変動スコア」）を指します。CDP 気候変動スコアは、原則として、CDP が公表する最新のスコアを採用します。

(2)KPI の選定理由・意義（有意義性）

CDP 気候変動スコアは、企業の気候変動に関するガバナンス、戦略、リスク管理、指標・目標、排出量開示等の取組状況を、一定の評価軸に基づき外部機関が評価・スコア化する仕組みであり、借入人の気候変動対応の成熟度を、対外的に比較可能な形で把握しやすい指標です。

三井住友銀行は、SLL における KPI として CDP 気候変動スコアを採用することにより、借入人の気候変動対応の進捗をモニタリングし、借入人の移行戦略の高度化を後押しすることが可能になると考えています。

また、CDP 気候変動スコアは、投資家・顧客・サプライチェーンを含む幅広いステークホルダーが参照することが多く、借入人にとっても開示対応・体制整備の実効性を高めるインセンティブとなり得ます。

(3)SPT の定義

本 SPT は、借入人がローン期間中、各会計年度において CDP が公表する CDP 気候変動スコア「A」または「A-」を取得、または当該水準を維持することを指します。SPT の達成判定は、原則として、SPT 判定日において直近に公表されている CDP 気候変動スコアとし、スコアの参照は、CDP の公式公表情報（ウェブサイト、借入人への公式通知、スコアレポート等）に基づくものとします。

(4)SPT 設定の背景・根拠

三井住友銀行は、CDP 気候変動スコアは外部機関が一定の評価軸に基づき算定・公表することから、達成判定が明確な SPT として用いることが有効であると考えています。

特に「A」または「A-」の水準は、気候変動に関する開示・体制整備・実行が一定程度進展していることを対外的に示す指標になり得るため、借入人の気候変動対応の成熟度向上を促す目標として適切であると考えます。

【2】SBT（1.5℃シナリオ）※中小企業向け SBT 含む

(1) KPI の定義

- SBT 認定の取得（※対象は中堅・中小企業に限る）：借入人が GHG 排出削減目標について、SBTi（Science Based Targets initiative）より通常又は中小企業向け SBT 認定（1.5℃シナリオ）の認定を取得しているかに関する取得状況を指します。
- GHG 排出削減（※対象は SBT1.5℃シナリオに沿った認定取得済み企業）：借入人による GHG 排出量の削減状況を指します。

(2)KPI の選定理由・意義（有意義性）

SBT は、気候科学に基づく脱炭素経路を踏まえた目標として国際的に広く参照されており、借入人の脱炭素戦略の信頼性を高めるうえで有効な認定です。

三井住友銀行は、借入人のマテリアリティ（準ずるものを含む）に気候変動対応が位置づけられていることを前提に、SBT 認定の取得及びその達成状況を KPI として用いることで、借入人のサステナビリティ戦略の進捗を、第三者が確認可能な枠組みを通じて測定できると考えています。

(3)SPT の定義

- SBT 認定の取得（※対象は中堅・中小企業に限る）：GHG 排出削減目標について、SBTi（Science Based Targets initiative）より通常又は中小企業向け SBT 認定（1.5℃シナリオ）の認定を取得することを指します。
- GHG 排出削減（※対象は SBT1.5℃シナリオに沿った認定取得済み企業）：借入人が SBTi（Science Based Targets initiative）より通常又は中小企業向け SBT 認定（1.5℃シナリオ）の認定を取得した GHG 排出削減目標に沿った、GHG 削減目標のことを指します。
 - 通常版 SBT で Scope1、2 及び Scope3 の認定を受けている場合、SPT は Scope1、2 及び Scope3 両方の設定を原則とします。また、中小企業版 SBT 認定を受けている場合、SPT は Scope1、2 合計値の設定を必須とします。
 - ローン期間中を通じて毎年目標設定することを原則としますが、借入人から年次目標の設定が適切でない根拠が示される場合は、この限りではありません。
 - SBT 認定において明示されていない目標年の SPTを採用する場合、明示されている目標年を基準に線形補間した水準での排出削減目標を SPT とすることを推奨します。

(4)SPT 設定の背景・根拠

三井住友銀行は、SBT が気候科学に基づく脱炭素経路と整合する枠組みとして広く参照されていることを踏まえ、SBT の 1.5℃シナリオに沿った GHG 排出削減を目標とすることは SLL の SPT として適切であると考えています。

(5)KPI/SPT 設定の際の留意事項

SBT 認定の取得を SPT として採用する場合、原則ローン締結時から 7 年以内に判定基準日を設定することを推奨します。

【3】RE100、再エネ 100 宣言 RE Action

(1)KPI の定義

本 KPI は、RE100 または再エネ 100 宣言 RE Action（以下「RE100 等」）が求める最新の要件に沿う、借入人の再生可能エネルギー導入状況（電力消費量、再生可能エネルギー購入量、再生可能エネルギー発電量）を指します。

(2)KPI 選定の理由・意義（有意義性）

再生可能エネルギーの導入・調達は、企業の脱炭素化において即効性が高く、特に Scope2 排出が大きい企業にとっては、排出削減の主要手段となり得ます。RE100 及び RE Action は、外部枠組みに基づき、目標設定と進捗開示を求める仕組みであるため、借入人の再エネ導入の実効性を外部から確認しやすい点に意義があります。

三井住友銀行としては、本 KPI を採用することで、借入人のエネルギー転換を促進し、SLL を通じて脱炭素に向けた具体的アクションを後押しすることが可能になると考えています。

(3)SPT の定義

本 SPT は、借入人が RE100 または再エネ 100 宣言 RE Action（以下「RE100 等」）の加盟時または

参加時の目標（中間目標を含みます）に準じた年次目標を達成することを指します。

達成判定は、原則として、RE100 等の公表情報及び借入人の開示情報により、当行が事前に借入人と合意した評価方法に基づき行います（個別契約で特定します）。

- ローン期間中を通じて毎年目標設定することを原則としますが、借入人から年次目標の設定が適切でない根拠が示される場合は、この限りではありません。
- RE100 等において明示されていない目標年の SPT を採用する場合、明示されている目標年を基準に線形補間した目標水準を SPT とすることを推奨します。

(4)SPT 設定の背景・根拠

三井住友銀行は、再生可能エネルギーの導入・調達、企業の脱炭素化（特に Scope2）において実務上の主要手段となり得ることを踏まえ、RE100 等の加盟時または参加時の目標に準じた年次目標の達成を SPT として設定することにより、借入人のエネルギー転換の実効性を高めることができると考えています。

また、外部枠組みに沿った目標・進捗の開示は、ステークホルダーに対する説明可能性の向上にも資するため、SLL の目的に適合すると考えます。

(5)KPI/SPT 設定の際の留意事項

本 KPI/SPT の適格性については、借入人の GHG 排出実績等を踏まえ、個別に確認することとします。

3-2. ローンの特徴

SPT の達成状況に応じて、インセンティブ／ディスインセンティブが発生します。設定のパターンは、以下（1）「金利連動方式」、（2）「寄付方式」、（3）「排出権購入方式」の 3 通りです。予めサステナビリティ・リンク・ローンの実行に係る契約書等にて具体的に特定します。

(1)金利連動方式

- 予め定めた SPT 判定日において、SPT が未達成の場合、判定日の後の利払い時より返済まで、または次回 SPT 判定日前の利払日までローン実行時に各 SPT について定める年率にて利率等がステップ・アップします。
- 予め定めた SPT 判定日において、SPT を達成した場合、判定日の後の利払い時より返済まで、または次の SPT 判定日前の利払日まで、ローン実行時に各 SPT について定める年率にて利率等が低下します。

(2)寄付方式

- 予め定めた SPT 判定日において、SPT が未達成の場合、予め定めた金額を借入人が任意の SDGs 関連団体に寄付します。

(3)排出権購入方式

- 予め定めた SPT 判定日において、SPT が未達成の場合、予め定めた金額分の排出権を借入人が購入します。

3-3. レポーティング

借入人は、以下の項目についてレポーティングを実施します。レポーティング対象期間は、原則としてレポーティング日の属する会計年度の前会計期間とします。レポーティング内容は、借入人ウェブサイト上に公表、あるいは貸付人に報告されます。

3-4. 検証

借入人は、最終判定日が到来する年まで、年に1回独立した第三者の組織よりSPTの達成状況について検証を受けます。検証結果は、借入人ウェブサイト上に公表、あるいは貸付人に報告されます。

ただし、KPIのうち、「CDP 気候変動スコア」「SBT 認定の取得」については、各 KPI の外部運営機関によって審査されたのち、外部運営機関のウェブサイト上等でその結果が公表される予定であり、第三者検証と同等の機能が働いていることから、第三者検証は省略します。

改定履歴

制改定日	主な改定内容
2026年03月	初版
2026年08月	・ ソーシャルローン及びサステナビリティローンに係る記載を追加 ・ SMBC グループが目指す「社会的価値の創造」について、2026 年度からの 3 年間を計画期間とする新たな中期経営計画・マテリアリティの変更を踏まえて更新。

連絡先

本件に関するお問い合わせは、下記宛にお願いします。

株式会社三井住友銀行 法人戦略部 サステナブルソリューション室
〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

以上